

文教施設	公立の文教施設の用に供する建物その他の工作物の新設及び改築、これらのものの敷地の取得及び整備並びに公立の文教施設の用に供する設備の新設及び改良で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの
保健、衛生及び社会福祉施設	地方公共団体の設置する保健、衛生及び社会福祉施設の整備で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの
土地区画整理	土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第三条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地区画整理事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの
文教施設	公立の文教施設の用に供する建物その他の工作物の新設及び改築並びに公立学校(学校教育法(昭和二十六年法律第二百六号)第二条第二項の公の建築(買収その他これに準ずる方法による取得するもの)を含む)で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの
環境衛生及び社会福祉施設	地方公共団体の設置する環境衛生及び社会福祉施設の整備で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの
土地区画整理	土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第三条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地区画整理事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの
空港	空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第一条第一項に規定する空港(第一種空港を除く)の新設又は改良で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの

を

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長鹿野彦吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

理由

奄美群島の振興を図るために特別措置を実施する必要性がなお存続している実情にかんがみ、奄美群島振興特別措置法の失効期限を昭和四十九年三月三十一日まで延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

理由

宇亩開発事業団法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(石井光次郎君) 内閣提出、宇宙開発事業団法案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣木内四郎君。

理由

○國務大臣木内四郎君登壇

○國務大臣木内四郎君登壇

○鹿野彦吉君 ただいま議題となりました奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、奄美群島経済の自立的発展の基礎を確立し、群島民の福祉の向上を期すため、奄美群島振興計画の実施期間を現在の五ヵ年から十ヵ年に延長し、引き続き群島について特別の措置を講じようとするものであります。

本案は、二月十八日本委員会に付託され、三月四日野田自治大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行なつたのであります。本日、本案に対する質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案により、群島民と鹿児島県民との所得の格差を解消することを目的として、積極的な施策を講ずることなどを内容とする附帯決議を付することに決した次第でござります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

間に多額の資金を投入する必要がありまし

- この法律は、昭和四十四年三月二十日から施行する。
- 改正後の奄美群島振興特別措置法(以下「改正後の法」という)第六条の規定は、昭和四十四年度の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 改正後の法第四条の規定による昭和四十四年度に係る振興実施計画は、同条の規定にかかわら可を受けなければならない。

附則

改める。

1 この法律は、昭和四十四年三月二十日から施行する。

2 改正後の奄美群島振興特別措置法(以下「改正後の法」という)第六条の規定は、昭和四十四年度の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 改正後の法第三条の規定に基づく振興計画の変更の日から二月以内に、作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。

て、これは国の総力を結集して行なうべき大事業であります。

「これを成功させるためには、政府はもちろん、学界、産業界から広くすぐれた人材を結集するとともに、弾力的な事業運営を行なうことが必要であり、このために、中核的な開発実施機関として、新たに特殊法人宇宙開発事業団を設立し、宇宙開発を総合的、計画的かつ効率的に実施しようとするものであります。

本部を発展的に解消いたしまして、その業務と組織を引き継ぎ、これに加えて、從来郵政省電波研究所で行なつておりました電離層観測衛星の開発実施部門を移管させることとし、また将来、開発実施体制の一元化をさらに推進し得るような仕組みといたしております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げま

衛星打ち上げ用ロケットの開発、打ち上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものであります。

が出资する五億円、科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所から承継する特定の財産の価額並びに民間からの出資額の合計額でありますて、このほか、将来、必要に応じて資金を増加することができるよういたしております。

第三に、事業団の機構につきましては、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くほか、非常勤理事及び顧問の制度を設けまして、関係各界の参加を得て、その協力体制の確立をはかることいたしております。

第四に、事業団の業務といたしましては、みずからまたは委託に応じ、人工衛星及び人工衛星打ち上げ用ロケットの開発、打ち上げ及び追跡を行

なう」といたしておあります。

なお、事業団がその業務を行なうにあたっては、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を民間機関等に委託することがができる」といたしております。

宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める
宇宙開発に関する基本計画に従つてその業務を行
なうことといたしております。

第五に、事業団の監督は、主務大臣がこれを執行する。なればこととしておりますが、主務大臣は、内閣総理大臣及び郵政大臣のはか、将来、政令でこれを追加し得るようにして、一元化の進展に応ずることと、これが第一点です。

第六に、事業団は、その設立の際に、科学技術
庁宇宙開発推進本部の廃止及び郵政省電波研究所
の業務の一部の移行に伴う権利義務の承継を行な

うことといたしております。
その他、財務及び会計等につきましては、他の
特殊法人とほぼ同様の規定を設けております。
以上が宇宙開発事業団法案の趣旨でございま
す。(拍手)

宇宙開発事業団法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に
対して質疑の通告があります。これを許します。
松前重義君。

〔松前重義君登壇〕

総理大臣、大臣、通産大臣、文部大臣、郵政大臣に対しまして、ここに若干の質問を試みたいと存じます。同時にまた、これらに関連いたします総合科学技術の振興に関する質問を行ないたいと思うのであります。

ことができますかどうか、お伺いを申し上げたいと存じます。(拍手)かつて、私ども超党派の有志たしたいと考え、科学技術庁の設置をはじめとする一連の法案とともに、平和と自主と公開の原則の上に立つ原子力基本法案を原子力研究所設置法案と一緒に提出いたしたのでありますまして、したがって、國民が安心して原子力の平和利用のための研究に協力し得るようにならましたのであります

す。ここにわれわれは、あらためて、宇宙開発に関する御意図がありますかどうか、お伺いしたいの
闇しまして、平和と公開と自主の三原則を基幹といたしまする宇宙開発基本法案をすみやかに提出する御意図がありますかどうか、お伺いしたいの

宇宙開発が平和的目的に限定されますといえども、その目的は多種多様でござります。すなわち、それは電波の中継による地上のすべての地域であります。

にわたる通信連絡用の衛星あるいは気象観測の衛星、その他測地あるいはまた航行等、多方面にわたる宇宙の科学的調査等に対してでありまするが、長子、通音信係にござり、こぞーントラム

が、最近、通信衛星においてインテルサットという通信衛星による電波中継の国際的事業体が組織されたのであります。これは世界通信の根幹となる重要な機関であります。この事業体の株式配

分は、アメリカが五三%でありますて、他の国々は数%にすぎないのでござります。この株式保有量よりいたしますれば、アリメカの独占的性を持つものであるのであります。しかば、わが国

は、このアメリカの独占的性格を持つインテルサットに対しまして、どのような態度をもつて臨もうとされるのか、伺いたいのであります。

すた 宇宙開発事業団の研究の成果は、この事業団に奉仕する目的のためであるかどうか、それとも、アジアにおける地域衛星の権利を保留し、その開発のためのものでありますか、また、改

府は、この事業團によりアジアの地域衛星による通信網の実現を目的としておるのであるかどうか、郵政大臣より御答弁をお願いしたいと存する

いかに日本の政府が世界の実情と海洋に無知であるかを示すものであります。このようにして、今年度の科学技術庁の海洋開発に関する予算はわざに三億四千万円にすぎないのであります。私の方事を申し上げてまことに恐縮であります。私の大学の海洋調査の研究費よりはるかに少ないのであります。(拍手)

海洋の開発のいろいろな問題といたしまして、海底資源の開発、水産資源の開発、海水の淡水化、海洋エネルギーの開発、海底原子力発電所の開発、海洋土木技術、大船舶あるいは海中潜航船等の開発によりまして、無限の経済力を海洋より獲得し得るのであります。これらの海洋科学技術の振興に関し、今年度予算の示すようなズメの涙程度で、これらのもろもろの研究開発により日本経済力を伸ばし得るとお考えになりますか、科学技術庁長官の御所見を伺いたいと存じます。

海洋開発に関する日本の行政は各省ばらばらであります。農林省、通産省、運輸省、科学技術庁、文部省、外務省等々、それぞれの連絡もなく、そこに何らの調整も行なわれない状態であります。すなわち、農林省、通産省、運輸省、科学技術庁、文部省、外務省等々、それぞれの連絡もなく、そこに何らの調整も行なわれない状態であります。ここに、海洋開発の基本の方策の確立と、これを強力に推進し、海外に対する必要があると考えられます。総理大臣の御所見を承りたいと存じます。

このようにいたしまして、海洋科学技術の発達に伴い、海洋の科学的調査を米ソ等により急速に進展を見るに至つたのであります。いまや、海洋に領土権ならざる権益を主張するに至り、ついには領土権にまで及ぶ可能性さえあるのであります。これに対する準備がおりであります。その次に、科学技術振興と科学技術教育計画についてお伺いいたします。

科学技術教育の振興は、科学技術振興の母であります。経済の発展が科学技術力によるることは言うまでもありませんが、科学技術教育は経済発展のいしづえであります。さればこそ、各國は争つて科学技術教育の拡充に全力を注ぎます。ことに、それぞれ人材養成のために必要な教育計画を樹立して、鋭意これが実現に努力しつつあるのであります。すなわち、これらの計画は、高等教育において、科学系は三割五分、理科系は六割五分、英國におきましては、文科系が五割以下、理科系が五割以上、フランスにおきましては、文科系は四割七分、理科系は五割三分、いざれも理科系の人数が多くいたしておるのであります。これは、これに対しまして日本は、文科系七割五分、理科系二割五分、はるかに理科系は少ないのであります。後進国家におきましては、理科系の教育はほとんど少なくて、大部分が文科系であります。この意味におきまして、日本は先進国であるといはっているわけにはまいらないのであります。文明国家の建設には、一定の教育政策に基づく教育計画がなければなりません。日本の現状は、全く場当たりの無方針の教育体制であるといつても過言ではないと思ひます。文部大臣は、日本の明日の未来像にふさわしい教育計画を樹立し、二十一世紀に向かう人づくりの高らかな目標を持つた教育計画を樹立する御意図があるかどうか伺いたいと存じます。

以上、私は、宇宙開発、総合科学技術振興、海洋科学技術の振興、科学技術教育計画等につきまして、漁業に関する国際条約のほかに、資源に関する条約等に今日において備えておかななければならぬと思ひます。これに対する準備がおりであります。その次に、科学技術振興と科学技術教育計画についてお伺いいたします。

科学技術は、このようにいたしまして長期的な計画を持つて進まなければなりません。今日の場面は、なかなかの困難な状況であります。科学技術は、このようにいたしまして長期的な計画を持つて進まなければなりません。今日の場面は、重大なる関心を持って進んでいかなければなりません。この意味におきましては、どうがなく、しかも貧弱な研究体制によつては、とうてい加速度的に進みつつある世界の進歩に即応することは困難であります。

科学技術は、このようにいたしまして長期的な計画を持つて進まなければなりません。今日の場面は、重大なる関心を持つて進んでいかなければなりません。この意味におきましては、どうがなく、しかも貧弱な研究体制によつては、とうてい加速度的に進みつつある世界の進歩に即応することは困難であります。

責任なしとはいえないのです。二十一世紀にかけて一路邁進する経路と計画を明らかに示し、国民に輝かしい希望を与えてほしいものであります。各園僚におかれましては、国民の前に率直に御所信のほどを御渡願いたいと存じます。

以上、私の質問を終わる次第であります。(拍手) [内閣総理大臣佐藤榮作君登壇]

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 松前君が三党を代表して質問された各項目につきまして、私から二、三の点についてお答えし、その他はそれぞれ所管大臣からお答えすることにいたしたいと思います。

まず第一は、宇宙開発はわが国としても強力になります。過去において、科学や技術は難解なものとされてこれを神だなに祭り上げ、こみだらけにしてあります。また、科学技術は、このように思ひます。

次に、科学技術の振興と科学技術教育計画についてお伺いいたします。

科学技術教育の振興は、科学技術振興の母であります。経済の発展が科学技術力によることは言うまでもありませんが、科学技術教育は経済発展のいしづえであります。さればこそ、各國は争つて科学技術教育の拡充に全力を注ぎます。ことに、それぞれ人材養成のために必要な教育計画を樹立して、鋭意これが実現に努力しつつあるのであります。すなわち、これらの計画は、高等教育において、科学系は三割五分、理科系は六割五分、英國におきましては、文科系が五割以下、理科系が五割以上、フランスにおきましては、文科系は四割七分、理科系は五割三分、いざれも理科系の人数が多くいたしておるのであります。これは、これに対しまして日本は、文科系七割五分、理科系二割五分、はるかに理科系は少ないのです。このようにいたしまして長期的な計画を持つて進まなければなりません。今日の場面は、重大なる関心を持つて進んでいかなければなりません。この意味におきましては、どうがなく、しかも貧弱な研究体制によつては、とうい

は、総理府の外局といふ現在の形態が適切であると、かように考へております。

なお、御指摘の体制強化につきましては、これをもつて足りりとするわけでもありませんし、今後とも、なお一そら注意して努力してまいりたいと、かように考へております。

次に、海洋開発の問題であります。わが国にとって最も必要な資源、エネルギー等を確保するためには、わが国を取り巻く海洋における豊富な資源やエネルギーの開発利用、これをはかることが今後ますます重要になると考へております。このため、政府においても、從来から関係省庁において鉱物資源、生物資源等の開発のための調査研究を進めてまいっておりますが、近年、先進諸國におきましては、御指摘にもありましたように、広範かつ先端的な科学技術の粋を集めた、いわゆる海洋工学を駆使して大規模な海洋開発に乗じておなり、わが国としても、このよだな海洋開発技術の総合的、計画的な開発をはかつて、海洋の本格的な開発利用を取り組んでまいる考へでございます。

以上、お答えいたしまして、他はそれぞれ所管大臣に譲ることにいたします。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕 私に対する御質問、もうすでに総理からお答えをあつたんですが、せつかの御指摘でござりますので補足いたします。わが国の研究費が国際的に少ないものではあるまいか、こういう御指摘でござりますが、確かに少ないんです。ただ、諸外国におきましては、国防費の中にたくさん研究費が入つておる。わが国は、自衛隊、防衛費が非常に少のうございましても、わが国が諸外国に比して多額であるとは考へません。今後とも努力しなければならぬと思います。少ないながらも、しかし非常に努力たいのであります。ただ、私は、それにいたしましても、わが国が諸外国に比して多額であるとは考へません。今後とも努力しなければならぬと思います。少ないながらも、しかし非常に努力は続けておるのであります。佐藤内閣が出現い

たしました昭和四十年度におきましては、科学技術研究費は四百十三億円であります。四十四年度におきましては、倍以上の九百十六億円まで進んでおります。今後とも努力をいたしたい。お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣坂田道太君登壇〕 お答えをいたしたいと

思います。まず第一に、科学技術基本法でござりますが、この点につきましては、科学技術衛生長官と御相談をして、検討いたしまして、提出いたすことにつきまして、いま相談をいたしておるところでござります。

それから科学技術教育につきまして、大学の比率が、理科系と文科系とでは、文科系が非常に多く、理工科系と文科系とでは、文科系が非常に多いんじゃないか、御指摘のとおりだと思います。

これから漸次理科系を中心として充実していくなければならぬと考えております。国立大学におきましては、従来とも理科系を中心としてやってまつておることは御承知のとおりでございます。

今日、この大学がいろいろ紛争して問題を投げかけておるわけでございますが、一面におきまして、国民のための大学ということが求められます。

同時に、やはり日本の大学といふものが、その研究の成果というものを社会に還元するという働きも持つべきである。しかも、世界的学問の水準を維持、発展する役割りといふものを大学が持つておる。特に科学技術の基本になりますところの基礎研究という点につきましては、日本の実情は、むしろまだいま松前先生がおっしゃいましたとおりではないかと思いまして、私といたしましては、全力をあげまして大学紛争を解決し、あるいは教育を正常化しますと同時に、こういう基礎的な研究体制を確立しなければならない、かように考へておるわけでございます。

思い起しますと、昭和三十一年であったと思いまますが、この本院におきまして、当時の自民党

と社会党並びにその他の政党と一致いたしまして、河本敏夫君登壇) 最初に、インテルサットの問題につきましてお話をございましたが、現在のインテルサットの協定は、昭和三十九年に成立いたしました暫定協定でござります。アメリカの出資率は五三%、御指摘のとおりでございま

科学・技術振興に関する決議案を提出し、満場一致で決議になつておるわけでございます。自來、政府といたしましては、その線に沿いまして科学技術振興につとめてまいりたわけでございますが、その年は、前々年に、イーテンがプラット

ホードの大会におきまして科学技術の振興を訴えました。またその秋にスパートニアが上がった。そして、アメリカがそれにおくれまいといたしまして、科学技術振興といふことについて非常な力をいたしたというのを考えました場合に、今後この日本といつしまして、御指摘のとおりに、科学技術振興、特に大学における基礎研究を充実いたしてまいりたいと考へておる次第でござります。

〔國務大臣大平正芳君登壇〕 お答えをいたす

と思います。特許制度の改善についてでございました。技術の革新がたいへん早い速度で進んでおりまして、御指摘のように、技術の輸入超過の傾向が顕著でござりますので自主技術を開発する、そ

のために、現行の特許制度は急いで改善の要があるわけでござります。さらに、この運営の面においては、総会と理事会に分けまして、総会では政策面について検討する、そして一国一票制をとつて、こう、こういう主張をしております。同時に、理事会におきましては、出資比率による投票権を増員いたしました。あるいは資料整備をいたしまして、当たつてしまつたが、依然として審査、審判の滞りは著しく、その処理に要する期間もますます長期化を来たしておりますので、審

判、審査の促進、技術早期公開といふことを軸にいたしました改正案がようやくでき上がりまして、先日、本院の御審議をわざわざしておる次第

でござりますので、何とぞ御審議の上、御支援を賜わりますようお願いいたします。(拍手)

〔國務大臣河本敏夫君登壇〕 お答えをいたします

と思います。これまで、私どもとしましては、審査

の問題につきましてお話をございましたが、現

在のインテルサットの協定は、昭和三十九年に成

立いたしました暫定協定でござります。アメリカ

の目標でござりますが、同時に、あわせまして、

す。そこで、アメリカの発言権がこのままではいかにも大き過ぎますので、特定の重要な事項につきましては、約三分の一の過半数、正確に申しますと六五・五%をこえる賛成を必要とする、こういふことがあります。

次に、二月の二十四日から、この暫定協定を恒久制度に直したい、ということで本協定の交渉が続けられております。この会議に臨むわが国の態度はどうかといふお話をござりますが、第一番には、まず、この本協定が成立することが望ましいとのことで、協定成立のために全力をあげております。さらに第一には、協定が成立いたしまして、将来わが国が地域衛星を打ち上げるというこの権利を留保しておきたい、という立場をとつておるわけでござります。さらに、この運営の面においては、総会と理事会に分けまして、総会では政策面について検討する、そして一国一票制をとつて、こう、こういう主張をしております。同時に、理事会におきましては、出資比率による投票権を増員いたしました。あるいは資料整備をいたしまして、当たつてしまつたが、依然として審査、審判の滞りは著しく、その処理に要する期間もますます長期化を来たしておりますので、審

判、審査の促進、技術早期公開といふことを軸にいたしました改正案がようやくでき上がりまして、先日、本院の御審議をわざわざしておる次第

でござりますので、何とぞ御審議の上、御支援を賜わりますようお願いいたします。(拍手)

〔國務大臣河本敏夫君登壇〕 お答えをいたします

と思います。これまで、私どもとしましては、審査

の問題につきましてお話をございましたが、現

在のインテルサットの協定は、昭和三十九年に成

立いたしました暫定協定でござります。アメリカ

の目標でござりますが、同時に、あわせまして、

国税通則法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び国税審判法案（横山利秋君外十二名提出）の趣旨説明

○議長（石井光次郎君） 内閣提出、国税通則法の一部を改正する法律案、及び横山利秋君外十二名提出、国税審判法案について、趣旨の説明を順次求めます。大蔵大臣福田赳夫君。

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕 国税通則法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、さきに税制調査会から提出された税制簡素化についての第三次答申を中心として、最近における社会、経済の伸展に即応した納税者の権利救済制度のあり方にについて鋭意検討を重ねてまいりましたが、その結果、昭和四十四年度の税制改正の一環として、新たに国税不服審判所を設置する等納税者の権利救済制度の整備充実をはかることが必要であると考え、この法律案を提出いたしました。次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、国税に関する審査請求の審理及び裁決を行なう機関として、国税庁に国税不服審判所を設けた機関により審理及び裁決がなされることと相なります。

次に、不服申し立て期間の延長、不服申し立てについての審理手続の合理化等の措置を講ずることといたしております。すなわち、異議申し立て等の期間は、これを一ヶ月から二ヶ月に延長することといたしておられます。また、納税者の不服に關する審理手続につきましては、国税不服審判所長は、一定の手続を経て、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決ができるなどとする等の整備合理化をはかる

こととしております。

さらに、納税者が自己の申告が過大であると主張する場合の更正の請求について、現行二ヵ月の請求期間を一年に延長するとともに、やむを得ない後発的な理由による更正の請求については、さらにその特例を設ける等所要の改善を行なうこととしております。

なお、このほか、差し押さえ等の国税の徴収を確保する措置がとられた場合には、差し押さえ等がなされている期間の延滞税率を日歩四錢から日歩二錢に軽減する措置を行なうこととしております。以上、この法律案の趣旨について御説明申し上げた次第であります。（拍手）

○議長（横山利秋君登壇） 提出者横山利秋君。

○横山利秋君 私は、提案者を代表いたしまして、国税審判法案につき、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。戦後二十数年を経た今日、納税者の税金に対する不平と不満は依然として非常に多いのが現状であり、また、その不平不満を内省的に見ましてもきわめて切実なものがあることは、周知のとおりであります。

ところが、このような納税者の不平不満に対処すべき現行の権利救済制度は、その不平不満、すなわち、租税事案を正当に解決するにはあまりにも不備であり、かつ、欠陥の多いものであることはつとに指摘されてきたところであります。すなわち、現行の租税事案にかかる権利救済制度のもとにおきましては、処分部及びその直近上級部が存在するという批判、その批判からもたらされることができないという致命的ともいべき欠陥が完全な第三者機関の公正な裁断による救済への要求と、裁判のように費用や時間をかけなくて済むような租税救済制度が望ましいという納税者の立場、すなわち、行政段階での比較的簡素な手続による救済への要求といふ両者の要請を満たすようないし裁決の公正は十分に確保されていないといわなければなりません。もちろん、審査請求の段階では協議団の制度が設けられておりますが、この協議団の制度につきましては、執行機関の系列内に置かれた付属機関であ

り、裁決権を有するものではなく、国税局長の指揮監督に属し、かつ、協議官はすべて税務職員で構成されていることなどから、やっぱり同じ穴のムジナ論から抜け出ることはできません。協議団に期待されている裁決の公正をはかるための担保的機能はきわめて不十分なものとどまっているのが現状であります。さらに、協議団が執行機関の系列内にある限り、租税事案の審査にあたって国税局長官の通達と異なる取り扱いをすることは困難であり、そのため、本来国民は法令に拘束されるが、通達には拘束されないものであるにもかかわらず、不服申し立て、すなわち、行政不服審査の段階では国税局長官の通達による拘束から脱却することができない結果となつております。これが納税者の権利利益の完全な救済が何ら確保されないことは明らかであります。

一方、租税事案についての裁断の公正の確保といふ見地から申しますと、裁判所による救済が最もその目的に合致するものではあります。しかし、裁判所による救済、すなわち、訴訟は、費用や時間を要する等の問題がありますので、裁断の公正を保持しつつ、比較的簡素な手続により事案が処理されるような制度が現在強く要望されています。ただし、租税事案についての裁断の公正を保持するためには、納税者が現行の制度によってより簡易少額である等の事情から、納税者が現行の制度によってより簡易迅速な処理を期待する場合も存することを考慮いたします。ただ、事案が簡易少額である等の事情から、納税者が現行の制度によってより簡易迅速な処理を期待する場合も存することを考慮いたします。まず、第一に、この国税審判法案による制度の基本的な仕組みであります。内閣総理大臣の所轄のもとに国税に関する不服申し立ての処理機構たる国税審判所を設置することとし、この国税審判所による審判を、行政段階における租税救済制度の中心的な地位を占めるものといたしたのであります。ただ、事案が簡易少額である等の事情から、納税者が現行の制度によってより簡易迅速な処理を期待する場合も存することを考慮いたします。また、第二に、この国税審判所による審判の制度の強行するのではなく、現行の税務不服審査の制度のうち、二審的審査請求は廃止して、二審の段階では、すべて国税審判所による審判の請求の制度によって不服の救済を求めるべきこととしたしますが、異議申し立ての制度と始審的審査請求の制度は存置し、すなわち、一審の段階では、これらの制度と国税審判所による審判の請求のいずれかを納税者が自由に選択することができるということいたしました。

第二は、国税審判所の機構であります。国税審判所は、中央国税審判所及び地方国税審判所の二つとし、中央に中央国税審判所を、地方には全国を通じて十一の地方国税審判所を置き、さらに、所要の地に地方国税審判所の支部を設け、各審判所には、審判官、調査官及び事務官を置くことにいたしております。

第三は、審判請求先であります。国税審判所には、審判官、調査官及び事務官を置いた処分に対する審判の請求は、中央国税審判所に対し、国税局長、税務署長、税關長または登録免許税に関する登記、登録機関のした処分に対する審判の請求は、所轄の地方国税審判所に対してもうべきことといたしますが、しかし、その処

を置き、副は審判官の仕事を代行するという行政執行の立場からの身分的な職階制を導入したのは、これは改正でなくして、改悪であると思うのであります。（拍手）

さらにまた、審判所は、国税庁長官の出した通

道と異なった権利で裁決するときは国税審査会の議を経なければならないことになっておりますが、この審査会の委員が、また国税庁長官が任命するといふのであります。これでは、同じ税務行政の古手が学識経験者としてかつては長官から任命されて、もちろん国会の承認を必要としないところですから、これまで同じ穴のムジナと古タヌキで、事態は何ら改善されないことは明らかであります。(拍手)

これらに対して、社会党が提出した国税審判法案では、特にこれらの点に留意して、審判庁は税金を取り立てる国税庁とは完全に切り離して、内閣総理大臣のもと、総理府の所管とし、その機能の独立性を法律によって保障しているのであります。それは、アメリカ合衆国租税裁判所が大統領

任命官職であり、西ドイツが独立した租税裁判所を持つてゐるという外国の事例、さらには、わが国においても、社会保険審査会委員が両議院の同意を得て内閣総理大臣の任命によるものであること、労働者災害補償保険審査官ですら労働大臣任命、保険審査会委員は両議院の同意事項であること、公正取引委員会の委員も、国会の同意により、その審判官のうちで特に事件に関与したこと

のある者は担当審判官に指定できないこと、海難審判制度では、独立した機能が法十一条で保障されること等から見て、最も大切な税金の公平処理が独立した機能を持つことは当然であり、法制上何ら不都合でなく、これを怠った今回の改正案は、以上のような法制上の基本的な民主主義的原則をじゅうりんした羊頭狗肉のしるものなのであります。(拍手)

これは、最近、国民の税金徴収に対する不満が高まり、裁判所における提訴では納税者の勝訴が次々と多くなり、社会党の審判庁の法案の提出など追及がきびしく、たまらなくなつた国税庁が、むしろこの羊頭狗肉を材料として、国民の税金に対する正当な権利を封殺してしまおうとして出してきたものであると思うのであります。といふのは、この改正法案第八十七条において、ます審査請求人が、この税金が不当であると思う主張一切を明らかにすることを求めております。そもそも、債権を主張する者がその債権の存在を立証しなければならないのが争訟制度の大原則であります。改正法案では、このことを回避して、事實上その責任を審査請求人、つまり国民に求め、しかも、原処分庁の答弁書提出の義務では、九十三条「提出させるものとする」と、あいまいな表現を使い、原処分庁の物件閲覧においては、九十六条「日時及び場所を指定することができる。」だか「ら指定しない」ともあり得るというような表現を

のある者は担当審判官に指定できないこと、海難審判制度では、独立した権能が法十一条で保障され、特許審判官では、合議体過半数と明記していること等から見て、最も大切な税金の公平処理が独立した機能を持つことは当然であり、法制上何ら不都合でなく、これを怠った今回の改正案は、以上のような法制度上の基本的な民主主義的原則をじゅうりんした羊頭狗肉のしろものなのであります。（拍手）

これは、最近国民の税金徴収に対する不満が高まり、裁判所における提訴では納税者の勝訴が次々と多くなり、社会党の審判庁の法案の提出など追及がきびしく、たまらなくなつた国税庁が、むしろこの羊頭狗肉を材料として、国民の税金に対する正当な権利を封殺してしまおうとして出しきしたものであると思うのであります。といふのは、この改正法案第八十七条において、まずは審査請求人が、この税金が不当であると思う主張一切

を明らかにすることを求めております。そもそも、債権を主張する者がその債権の存在を立証しなければならないのが争訟制度の大原則であります。改正法案では、このことを回避して、事実上その責任を審査請求人、つまり国民に求め、しかも、原処分庁の答弁書提出の義務では、九十三条「提出させるものとする」と、あいまいな表現を使い、原処分庁の物件閲覧においては、九十六条「日時及び場所を指定することができます」。だから指定しないこともあり得るというような表現を

用い、あまつさえ、九十七条、審査のための質問権と検査においては、この場合、身分上は税務官史同様の審判官、副審判官に広範な検査権を与え、その上で、たとえば質問に答弁しない、検査に協力しないかつたら、事件関係人に対して三万円の罰金を科するという罰則規定が挿入されたのであります。さうしたその上、この点がおかしいと不服を述べると、それではこの点ばかりではなくて、あらためて総収入、総支出全部を洗い直すという、いわゆる争点主義に対する總額主義の問題は、いまだ明快な結論がありませんから、たとえば日通のような大企業には、その点だけという争点主義の調査にとどめ、町の八百屋さんは洗いざらい総所得、総支出を調べ直すというように、調査、検査のしかたそのものが階層的に、階級的に不公平なものになつてゐるのであります。大蔵大臣、これでもなお、庶民が権利救済を信頼し、審査請求をしてもらいたいという気持ちになれますか。

前にはつきりと具体的な提案として示す以外に、今日の政治不信の解消の道はないと思いますが、いかがでしょうか。總理、大蔵大臣の深い反省を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

「内閣総理大臣佐藤栄作君登壇」
○内閣総理大臣(佐藤栄作君) お答えをいたしま
す。

今回の税制改正の結果、増税になつてしまふと
いうような印象を与えるかねないような御発言がござ
いました。もちろん、ベースアップがあれば税額はふえ
ます。ベースアップがあれば税額はふえ
る。そのこと自身は多少ふえましても、この場合

でも、いわゆる負担率としてははつきりと低下していること、「それはあたりまえだよ」と呼ぶ者（あるいは、「あたりまえだと書かれるように、それこそが減税になっておる証拠でござります。どうか誤解のないようにお願いしておきま

す。

また次に、配当所得者に対する格別に優遇しておる、こういう御指摘であります。これは法人税と所得税との関係につきまして、従来の考え方のもとに、当然に課税最低限の額が引き上げられ

たものでありまして、今回の改正が特に配当所得者を優遇する、そのもくろみでつくれたものでないこと、これだけはつきり申し上げておきます。しかしながら、利子、配当の租税特別措置につきましては、貯蓄増強、資本市場の育成等の政策目的に照らして設けられた租税特別措置法では

ありますが、このことは、税負担の公平の観点から、御指摘がありましたとおり問題がありますので、税制調査会におきまして十分審議をわざらわして、そうして結論を得たい、かように私は考えております。いましばらくお待ちを願いたいと思います。

なお、減税について御要望がありましたが、私も、特に中堅以下のサラリーマンの減税につきましては、さらに一そな努力を払つてまいる考え方でございます。

次に、納税者の納得のいくような徴税をしる、こういう点であります。私もかねがね申しますように、民主的な税務行政というものは望ましいことでありまして、政府におきましても、それを努力しておるところであります。国税通則法や国税徵収法につきましても、ずいぶん古くから同じ法律に基づいておるんだ、かようく言われますが、いずれも数年前に全文改正をしたものであります。また今後とも社会、経済の伸展に即応して見直していく、これは当然のことであります。今日提案いたしまして御審議をこれからお願いするといふ國税通則法の改正案も、納税者の権利救済制度を一そな整備充実することを目的としておるものでありますから、どうか十分その趣旨のあるところを一とせられて、ひとつ御審議を願いたいとお願いをいたします。

以上、私からの答弁といたします。(拍手)

〔國務大臣福田赳氏君登壇〕
○國務大臣(福田赳氏君) お答えいたします。

広沢さんの御意見、いろいろ伺つておつたのですが、今回不服審判所が新設しよろとしておるが、これは第二司法機関ともいふべき完全独立の機関となすべきではないか、かよくななどと理解したのであります。私は、この司法上の権利の保護救済、これは終局的には司法裁判所、これによつべきものである、かように考えておるのであります。今回不服審判所を設ける、これは行政的措置によりまして納税者の権利の救済を迅速にやつていこう、また誤りがあった行政措置をするおに手直しをしよろ、こう二つの趣旨に基づくものであります。この行き方のほうがむしろ適正ではないか。不服審判所を第二司法機関とするというようなことになりますと、これはわが国の法制の体系としていかがなものであろうか。

また、第二司法機関でない異質の独立機関だというふうにいたしますときには、これは重複機構となつて、またこれ、いかがであろうか、かよう存するのであります。税制調査会におきましては、争点つまり納税者が不服の申し出をいたしたその点だけを争うことになるのか、あるいはそれに関連いたしまして、全体の税のそのケースの問題を議論することになるのか、それがどうも政府案でははつきりしていないというお話をあります。これははつきりいたしておりません。率直に申し上げます。私は、この不服の人が訴えをする、そこから問題が発生するのでありますから、これはもう当然、事実上は争点主義になら、こういうふうに思ひます。しかし、その争点に関連いたしまして、事がその納税者の税全体に波及することなしとしない。これまた当然かと思うのでありますけれども、この争点主義であるか總務主義であるか、こういう問題はそのように理解

私は、この制度の真のねらいは、眞実は何だ、ほんとうは何だ、どういうことが実相だといふ、この真実の発見こそが目標である、そういう過程を通じまして行政の適正化をはかつていく、こういふことがあります。

最後に、減税についての御要請がありますが、私も減税については深い理解を持つておるつもりでございます。ただ、いま公債財政、御知承のよ

うに考えます。

稅務行政につきましていろいろ御批判がありますが、私は、そういうことを感ぜられる方は特別の人だと思います。私どもには、どうもたいへん稅務行政は親切になつてき、非常によくなつてきた——私は、稅務当局に対しましては、愛される稅務署になれということを旨として指導をいたしておりますので、何とぞ、広沢さん、そのほうの權威者でござりますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

また、たんす預金までかき回すようなお話でござりますが、さよなことは絶対にありません。これは犯罪の問題があつて、裁判所の令状をもつてする場合はあります。しかし、普通の場合におきまして、アパートへ立ち入つてたんすをかき回す、さよなことは絶対にいたしませんから、どうかひとつ御安心のほどをお願い申し上げます。(拍手)

〔横山利秋君登壇〕

○横山利秋君 大蔵大臣がたいへん有意義な御回答をされましたので、私も有意義に回答をいたしたいと思います。

およそ税金で、私どもも選挙区で皆さん一緒に相談に乗るわけですが、納税者の不満は、高いと仰か不公平といふか、あるいはわかりにくいうか、あるいは税務署が不親切でおもしろくなつて、大体この四つあるわけあります。四つの中でも、われわれがここで法律を改正したところで、税務署のさじかげんなどうにもならぬですよといふ、その税務行政の段階の問題が、実は一番私は多いと見てゐるわけあります。今度の政府案も私どもの案も、協議団を廢止することは一緒なのであります。これはいいことだと思う。しかし、どうせ廢止するなら、長期にわたつて納税者の信頼を託するに足る機構にしなければならぬ。協議団が何が悪いか、協議団を廢止する原因は何かといふことをこゝとんまで追及して、それが削除されるようなやり方にしなければ意味がないと私は思うのであります。協議団を政府もやめに至つた理由は、先ほどから話が出てます同じ穴のムジナだという批判ですね、これがいかぬ。

もう一つの批判は、国民は通達には左右されぬ。税務署の職員は通達で仕事をする。国民は法令には従わねばならぬけれども、通達には国民は従う義務はないのですからね。それを、国税局協議団は通達で仕事をしているから、あれをやめさせようというのが共通の概念なんです。その点は、政府も私ども意見の違ひはないのですよ。ところが、新たに設置するものについて、そろはいながら、その根を残しているからいけないと私は言ふのであります。それで」ようが、国税局長官の下に機構を置いたら、同じ穴のムジナじゃありませんか。それから審査会を置くといったところで、審査会の答申について国税局長官は自由裁量です。裁量権が自由なんですから、そこでも根が残つておる。やるのだったら、今後十年、二十年、三十年の間にわたつて納税者の信頼に足るような機構にするためには、ほんとうに公正な第三者機構にしなければダメではないかといふのが、私どもの意見であります。

この意見については、私が去年提案をいたしました。政府が検討にかかつて調査会が案を出した。それから京都で日本税法学会が行なわれた。日本じゅうの税法に關係のある裁判官から、検事から、公認会計士から、税法学者から、あるいは税理士から、全部集まつた日本税法学会で、満場一致、私のほうの案がいいときまつて、政府に対して批判的な結論を出しているのです。(拍手)これはもう社会的に明白に勝負がついたことなんですね。だから私は、決して社会党が出したとかなんとかといわないので、全国の税法学会が満場一致のほうの案がいいときましたから、どうぞひどつ率直な意味において御検討が願いたいと思うのです。

それから、いまの御意見のように、大臣もお答えになりましたが、舉証責任、あるいは争点主義の問題であります。税務署長が百万と更正決定をかけた、それに文句を言つたら、証拠を出せ、この問題であります。税務署長が百万と更正決定をかけたならば、かけた根拠があるだろう。うから、証拠はむしろ税務署が出してよいではないかといふのが、私どもの意見であります。この意見については、私が去年提案をいたしました。政府が検討にかかつて調査会が案を出した。それから、あつべん白紙に返して徹底的にそれじやて、政府が検討にかかつて調査会が案を出した。は、文句があるか、文句があるなら、あなたのと調べてみると、こういふのですね。これはまあ、ある意味ではおどしなんです。それが納税者にとっては弱いところなんです。弱いといふか、脱税をしておる、しておらぬといふんではなくて、うるさいから、商売のじやまになるから、だからという意味において、この問題は総額主義と争点主義との間に問題があるわけです。

官報外号

すが、私どもの案のてまえみそじやありませんけれども、理想に走らず、現実におぼれず、実に具体的に納税者の選択権まで用意をいたしましたのですから、だから京都の税法学会が満場一致、これはあなたのほうの案がいいというのは、当然な」といいます。

皆さんの御協力を心からお願ひ申し上げまして、回答をいたしたいと思います。（拍手）

○議長（石井光次郎君） これにて質疑は終了いたしました。

文部大臣 坂田 道太君
通商産業大臣 大平 正芳君
郵政大臣 河本 敏夫君
自治大臣 野田 武夫君
国務大臣 木内 四郎君
出席政府委員
内閣法制局長官 高辻 正巳君

（議案付託）
一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七三号) 法務委員会 付託
（議案送付）
一、昨十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

（議案付託）
一、昨十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の府舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

のとおりである。

○議長（石井光次郎君） 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

（理事補欠選任）
一、昨十三日、通信委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 加藤常太郎君（理事高橋清一郎君昨十

二日理事辞任につきその補欠）

（議案提出）

一、昨十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

内閣総理大臣 佐藤 栄作君

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

外務大臣 愛知 探一君

大蔵大臣 福田 起夫君

る」と。

〔別紙〕

3 奄美群島における公立学校施設災害復旧事業について、国が負担する場合の負担率に特例を設ける」と。

(号) 外
二 議案の可決理由

奄美群島の振興を図るために特別措置を実施する必要性がなお存続している実情に鑑み、本

案の趣旨は妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度一般会計予算に、奄美群島振興費として十八億九千九十五万六千円を計上している。

右報告する。

昭和四十四年三月十四日

地方行政委員長 鹿野 彦吉

図る」と。

衆議院議長 石井光次郎殿

三 奄美群島振興信用基金に国から出資されている承継債権に係るガリオア物資代及び復興金融基金

貸付金については、現地の実状に即し、緊急に適切な処置を講ずること。

右決議する。

昭和四十四年三月十四日 衆議院會議錄第十四号

明治
三十五年三月三十日
便物認可

正価
一部四十四
(配送料共)
發行所

東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京五八二四四一(六代)

四百四十一